

# 令和2年度 第2回豊中市公共施設等有効活用委員会

## 次第

日 時：令和2年（2020年）11月4日（水） 15時～17時

開催方法：オンライン（Zoom）

傍聴場所：豊中市役所第二庁舎 3階大会議室 西側

### < 案 件 >

1. 会長の選出について
2. スケジュールについて
3. 南部地域の学校跡地活用の考え方について
4. その他

### < 資 料 >

- ・資料1 豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について
- ・資料2 豊中市公共施設等有効活用委員会 委員名簿
- ・資料3 南部地域学校跡地に関するスケジュールについて
- ・資料4 南部地域の学校跡地活用の考え方について

## 豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

## 1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、都市経営部創造改革課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事

故がある場合その他委員長の職務を行う者が不在の場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。

- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

(1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

## 3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

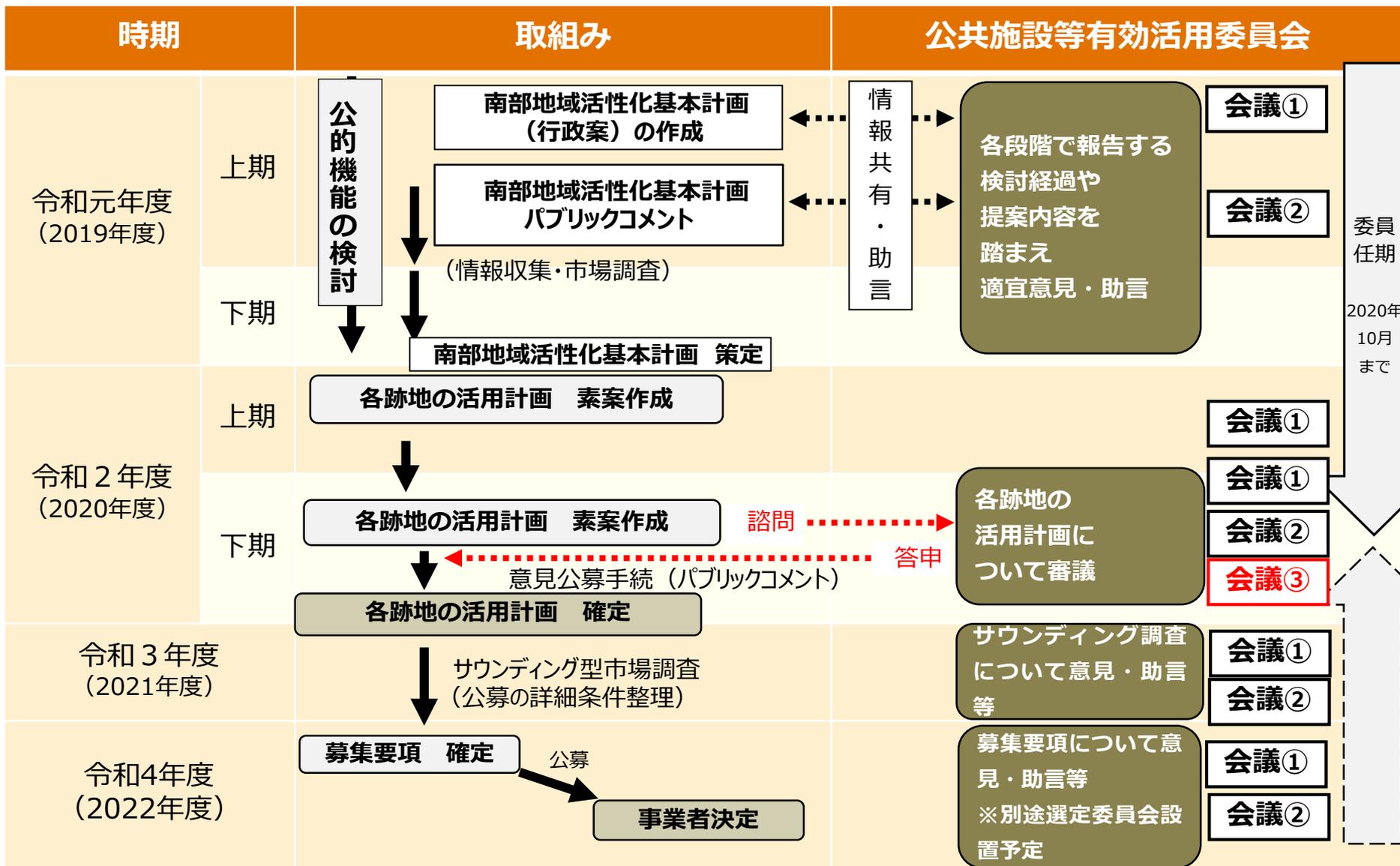
## 豊中市公共施設等有効活用委員会 委員名簿

	選任区分	所属	氏名
1	学識経験者	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 教授	木多 道宏
2		近畿大学 建築学部 講師	佐野 こずえ
3		深澤俊男不動産鑑定士事務所 代表	深澤 俊男
4		マリンフード株式会社 取締役社長 (豊中商工会議所 副会頭)	吉村 直樹
5		大阪学院大学 経済学部 教授	和田 聡子
6	公募市民	—	勝原 小夜里

(区分順・50音順・敬称略)

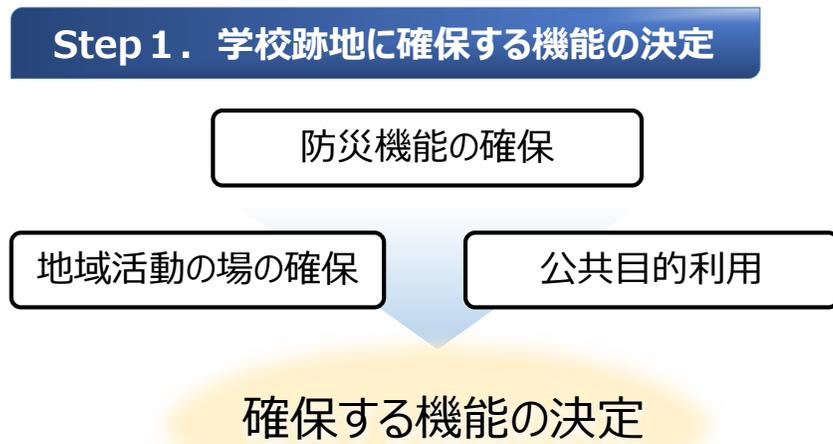
# スケジュールについて

【資料3】

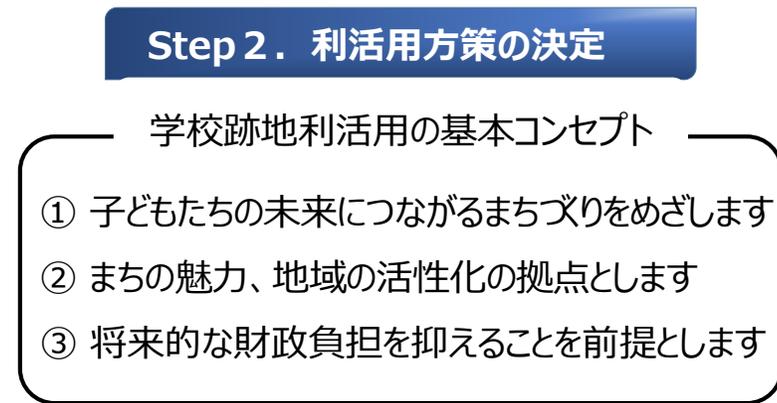


# 南部地域の学校跡地活用の考え方について

# 1. 豊中市学校跡地の利活用方針



防災、地域活動、公共目的として利用するスペースを整理したうえで 民間活力の導入など幅広い可能性を視野に入れた利活用方策の検討を行います。



政策課題への対応や地域のにぎわい創出に向け、

- ・市民
- ・民間事業者
- ・有識者等から意見、提案を収集したうえで、市全体のまちづくりの方向性と整合を図りつつ、効果的な利活用をめざします。

## 2. 南部地域活性化のコンセプト

# 心地よくなって、個性豊かで、新しい！ 豊中の“南の玄関口”は、新しいことにチャレンジする 次の時代の人材を育てる“みらいへの玄関口”

豊中の“南の玄関口”、南部地域。

都心近くに位置しながら、界隈性のある商店街と  
事業所が交わるまちなみ、温かい人々は、  
どこかホッと落ち着ける心地よさを兼ね備えています。

そんな“南の玄関口”は、暮らしや仕事のヒントになる時代の変化を敏感に  
キャッチして、  
新しいチャレンジを始めるスタート地点としても  
抜群の場所。

ずっと住んでいる人からも、  
ここで育ち、巣立った人からも、  
そして新たな暮らし・チャレンジを始める人からも、選ばれるまちへ。



### 3. 南部地域の学校跡地活用の考え方の整理

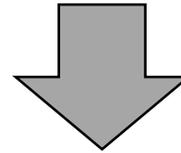
#### 学校跡地利活用の基本コンセプト

- ① 子どもたちの未来につながるまちづくりをめざします
- ② まちの魅力、地域の活性化の拠点とします
- ③ 将来的な財政負担を抑えることを前提とします



#### 南部地域活性化のコンセプト

心地よくなって、個性豊かで、新しい！  
豊中の“南の玄関口”は、新しいことにチャレンジする  
次の時代の人材を育てる“みらいへの玄関口”



南部地域の学校跡地活用のコンセプト

### 3. 南部地域の学校跡地活用の考え方の整理

#### ①人口減少

平成21年から平成30年までの人口の推移をみると、市全体の人口は増加傾向となっている一方、南部地域の人口は減少傾向となっている

#### ②魅力的なコンテンツの不足

大阪の中心部と千里中央といった郊外の住宅地の間にあって、この場所に降りる目的や、遊びに行く場所、住む理由が多くななく、多くの人にとっての目的地になっていない。

#### ③まちに対するイメージが良くない

市内の他エリアと比較した時に、治安面などまちの印象が悪い。



①人口減少 ⇒ 誰でも良いから人が増えれば良いという訳ではない

②魅力的なコンテンツの不足 ⇒ 巨大商業施設を誘致すれば良いわけではない

③イメージが良くない ⇒ キレイでピカピカのまちを目指したいわけではない



まちの本質的な価値をつくる、地域に根差した魅力づくりが必要

### 3. 南部地域の学校跡地活用の考え方の整理

#### ミッション

---

地域に根差した  
固有の魅力づくり

魅力を活かした  
関係・交流人口  
の増加

愛着を持ち  
住まう人口の増加

#### 本プロジェクトで実現すること

---

##### ①庄内の立地特性と地域のポテンシャルと結びついたコンテンツづくり

庄内エリアの産業や地域の魅力などから生まれる、ここの地域ならではの資産を活かした魅力的な庄内コンテンツを育む。

##### ②庄内コンテンツを街のあらゆる場面で体験できる仕組みづくり

単にひとつの箱を用意するのではなく、住む人も、訪れる人も、ふらっと立ち寄った人も、あらゆる人がまたの様々な場面で庄内コンテンツを体験したり、参加することが出来る仕組みを構築する。

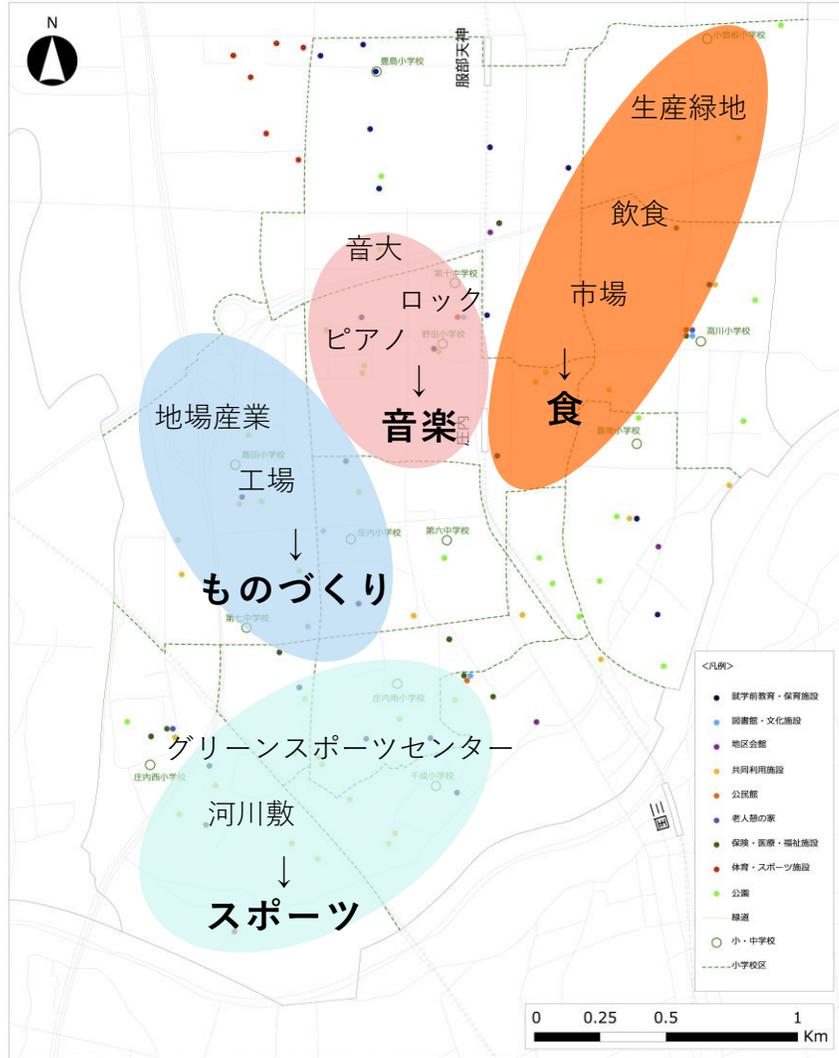
##### ③このコンテンツと仕組みが、人を育み、愛着を産み、固有の魅力となることで、まちの価値となる

固有のコンテンツがまちの魅力となり、この魅力を求めて多くの人を訪れる。またこのコンテンツ自体が人を育み、まちへの愛着を持つ人を増やす。



# 5. 南部地域の学校跡地活用の考え方の整理

## エリアのポテンシャル



まちのポテンシャルを元に学校跡地を活用した新たな魅力を創出。

